



企業年金だより

2025

第8号



▲ 茶臼岳 (那須連山)

ホームページはこちら

<https://www.pankikin.jp>



ホームページでは、当基金からのお知らせや基金制度の概要等を掲載しております。
また、企業年金だよりのバックナンバーの閲覧も可能です。ぜひご利用ください。

パン企業年金基金

令和6年度 決算のお知らせ

(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

令和7年4月23日に開催された第17回理事会・代議員会において、当基金の令和6年度事業報告及び決算について審議が行われ、全会一致で可決・承認されました。

年金経理

■ 損益計算書 (令和6年1月1日～令和6年12月31日)

(単位:千円)

収益勘定		費用勘定	
科目	決算額	科目	決算額
掛金等収入	72,107	給付費	54,803
運用収益	4,394	運用損失	0
責任準備金減少額	0	運用報酬等	3,894
当年度不足金	10,982	業務委託費等	4,319
		移換金	0
		責任準備金増加額	24,467
		当年度剰余金	0
合計	87,483	合計	87,483

■ 貸借対照表 (令和6年12月31日現在)

(単位:千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	11,709	流動負債	7
固定資産	764,710	支払備金	1,905
繰越不足金	18,280	責任準備金	803,769
当年度不足金	10,982	別途積立金	0
		当年度剰余金	0
合計	805,681	合計	805,681

業務経理

■ 損益計算書 (令和6年1月1日～令和6年12月31日)

(単位:千円)

収益勘定		費用勘定	
科目	決算額	科目	決算額
掛金等収入	11,844	事務費	12,596
雑収入	0	雑支出	404
当年度不足金	1,156	当年度剰余金	0
合計	13,000	合計	13,000

■ 貸借対照表 (令和6年12月31日現在)

(単位:千円)

資産勘定		負債勘定	
科目	決算額	科目	決算額
流動資産	15,049	流動負債	2,896
固定資産	150	繰越剰余金	13,470
前払金	11	当年度剰余金	0
繰越不足金	0		
当年度不足金	1,156		
合計	16,366	合計	16,366

財政検証結果

毎事業年度末において継続基準及び非継続基準での年金資産の積み立てが十分かどうかを検証することを財政検証と言います。仮に十分な積み立てがなされていない場合は掛金の見直し等を行う必要があります。

	基準値	積立水準	検証結果
継続基準(責任準備金)	いずれか 1.00以上	0.96	NG
継続基準(財政再計算要否)		1.11	OK
非継続基準(最低積立基準額)	1.00以上	1.10	OK



当年度決算においては、一部継続基準を満たしていませんが、財政再計算(掛金の見直し)の必要はありません。



国は段階的な引き上げがほぼ完了 国と基金の年金の支給開始年齢

年金が何歳から支給されるかは、何歳まで働くかに関わる大問題。支給開始年齢は国と基金で違うのをご存じでしたか？ 支給開始を早める裏技もあるんです。

昔は60歳からでしたからね

段階的に引き上げられたので生年月日によって60~64歳で年金が受けられた人もいます

支給開始年齢の例
昭和25年生まれの男性の場合

60歳	特別支給の厚生年金	老齢厚生年金
		老齢基礎年金
		65歳

今は原則65歳からですよ

年金の支給開始年齢(原則)
昭和36年4月2日以後生まれの男性の場合
昭和41年4月2日以後生まれの女性の場合

65歳	老齢厚生年金	受けられるのは65歳から
	老齢基礎年金	

まだ60歳定年の会社もあるのになあ

65歳まで働けるように何らかの措置が企業に義務づけられてるんですよ

65歳までの雇用確保措置(改正高齢者雇用安定法)

- ①65歳まで定年引き上げ
- ②定年制廃止
- ③継続雇用制度(再雇用・延長雇用)の導入

※70歳までの雇用確保措置は努力義務

60歳まででいいんだけどなー

いずれかを導入する義務あり

60歳からの支給に繰り上げることもできますよ

その分年金額は減額されますけど

65歳からの年金を60歳からに繰り上げ

60歳	減額された年金を生涯受ける	本来の年金額
	繰り上げた年金(-24%)	
		65歳

基金の年金は60歳以降の退職したときから受けられます

一時金で受けることもできますよ

繰り上げて減った分の穴埋めになるな

よし俺は60歳でとっとと引退するぞ!

セカンドライフは釣り三昧だ

ご自身の人生設計に合わせた受け取り方をご検討ください

国の年金の支給開始年齢

現在(2025年4月1日時点)、63歳以下(女性は58歳以下)の人は、**65歳**からの支給開始となります。

■昭和36年(女性は41年)4月2日以後生まれの人の支給開始年齢



それより年齢が高い人は、60~64歳から厚生年金が受けられました。

■昭和24年(女性は29年)4月2日~昭和36年(女性は41年)4月1日生まれの人の支給開始年齢



支給開始年齢の繰り上げ・繰り下げ

国の年金は、1ヵ月単位で60歳までの希望する時期に繰り上げることができます。年金額は繰り上げ1ヵ月につき0.4%減額されます。

また、66歳以降75歳までの希望する時期に繰り下げすることもできます。年金額は繰り下げ1ヵ月につき0.7%増額されます。

※繰り上げる場合、老齢基礎年金と老齢厚生年金は同時の繰り上げとなります。繰り下げる場合、老齢基礎年金と老齢厚生年金を別々に繰り下げることができます。

■繰り上げた場合の減額率

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
-24%	-19.2%	-14.4%	-9.6%	-4.8%

基金の年金の支給開始年齢

基金の年金(老齢給付金)の支給開始は、**60歳以降で会社を退職したときから**となります。

遺族厚生年金の見直し —男女差を解消—

女性の就業が進み共働き世帯が増加するなど、社会状況の変化を受け、厚生労働省は遺族厚生年金を「性別による固定的役割分担を前提としない設計」に一部見直す法案を、国会に提出する見込みです。

現在、18歳未満の子のない女性は夫と30歳未満で死別すると5年間有期で、30歳以上なら生涯にわたって遺族厚生年金を受給できますが、子のない男性は妻と55歳未満で死別すると遺族厚生年金を受けることができません。

見直し案によると、20～50歳代で死別した子のない配偶者の遺族厚生年金は、男女差なく5年間の有期給付となります。受給期間の短縮に配慮して、年金額を増額することも検討されています。また、妻については20年程度の時間をかけて段階的に移行します。なお、妻・夫のいずれも60歳以降の無期給付や、すでに受給権が発生している遺族厚生年金については、現行制度が維持されます。

基金の事業概況

設立事業所及び加入員・受給者の概況
(令和6年12月末)

事業所数	59所
加入者数	1,926人
年金受給者数	22人

給付の支給の状況
(令和6年12月末)

給付の種類	件数	支給額
年金(老齢)	22件	3,305,280円
一時金(老齢)	34件	30,761,600円
年金(遺族)	0件	0円
一時金(遺族)	2件	1,227,300円
脱退一時金	82件	19,490,300円
合計	140件	54,784,480円

年金給付等積立金の運用状況

今年度は、日経平均株価がバブル期の史上最高値を更新した一方で、8月には米国株価が景気減速懸念から1日の下落幅が過去最大となるなど、不安定な局面も見られました。また、円安基調が続いたことにより外国債券の運用がマイナスとなり、最終的な修正総合利回りは昨年度を大きく下回り、プラス0.58%となりました。

運用収益	4,394千円
修正総合利回り	+0.58%

●資産構成割合(令和6年12月時点)

(単位:百万円、%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資金	その他資産	合計
時価総額	63	36	147	157	298	15	50	765
構成割合	8.2	4.7	19.2	20.5	39.0	1.9	6.5	100.0